

令和3年度第5回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和3年度第5回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■■■■委員以上の1名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いいたします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■■■■委員、■■■■両委員にお願いいたします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。4-10の案件につきまして、■■■■推進委員お願いいたします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号4-10について報告します。場所は■■■■線より■■■■線を■■■■へ約■■■■の場所にあります。8月25日に■■■■委員と申請者の■■■■さんと現地調査しました。調査内容ですが、申請のあった農地は申請人の先代の方が平成12年に居宅を建築された際に農地転用をされておらず地目変更登記も申請されていなかったため、このたび地目変更登記をして宅地とするために申請されたものです。この申請人はこのことについて意識なく、またすでに始末書も出されております。ご審議の程よろしく申し上げます。
	議 長	ありがとうございました。4-11、4-14の案件につきまして、■■■■推進委員お願いいたします。
	■■番	■■■■を担当しています■■■■です。受付番号4-11、4-14について報告いたします。場所は■■■■支所から■■■■方面へ■■■■地点の■■■■の橋を渡って■■■■に行ったところでありました。8月22日に■■■■農業委員と申請者であります■■■■さんと3名で調査しました。4-11ですが、■■■■は航空写真のほうには地番がふっていないと思いますが、■■■■番地が母屋でその後ろの細い土地になります。この土地は■■■■さんが相続により取得した土地であって、先代の時から宅地周辺の庭の一部として農地法の手続きをされないまま使用しており、現在は庭という状態です。このたび改めて申請したいということです。 それからもう一つ、■■■■ですが家に入る道路の下の細長い土地でございます。これも相続により平成23年に取得されておりますが、

		それ以前に先代の代から農業用の倉庫が建てられております。このたび改めて申請したいということでございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願ひします。
	事務局長	4-14で現況写真を見て頂くと倉庫は[]の端のほうに建てられております。今現在残りの土地は雑草と野菜を植えられております。この倉庫だけですと一部転用、もしくは200㎡未満の農業用倉庫ですので転用しなくても届け出だけで済んでいるんですが、今回次の5条で出てくる案件で今ある倉庫を取り壊して新築で一般住宅を建てられます。その倉庫を今野菜を作られているところに移転されて全筆転用ということを計画されております。
	[]番	4-11の[]は航空写真では黒くてよく分からないんですが、畑になっているんですか？
	事務局長	航空写真では分筆線が入っておりません。次の5条で出るんですが、[]の農地が家の後ろまで伸びていますので分筆をされました。家の後ろが[]になります。現況写真を見てもらったらよく分かるんですが庭木を植えられております。
	議 長	他にございませつか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願ひします。 (全員賛成) 挙手全員でございませつかので申請通り許可することとします。
第2号議案	議 長	続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願ひします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願ひしております。5-11、5-12の案件につきまして[]推進委員お願ひします。
	[]番	[]地区担当の[]です。まず航空写真を見て下さい。今回[]については、[]、[]、[]、[]、[]、[]が保育所の敷地になりますので頭に描いて聞いて下さい。受付番号5-11と5-12は同じ地区なので同時に説明させて下さい。場所は[]より[]へ[]の[]の[]側にあります。8月24日に[]委員と申請人でありませつか[]の[]氏と私の3人で現地調査を行いました。現[]は[]沿いに建てられておりますが昭和53年に竣工して現在で42年が経過しており、建物の老朽化が進んでおります。また雨や雪が降った日には廊下に雨や雪が降り込み滑りやすくなる傾向があるそうです。こうした状況であるため当該農地を転用し新たに[]を建築することにより[]環境の改善を図ることを目的とされました。所有権移転に

		<p>よる土地購入の申し出が町よりあったためこれを申請するものです。所有権移転、転用に関する書類もすべて整っておりました。問題ないものと思われます。航空写真で説明させて下さい。右側の道路より上に5軒ぐらい住宅が建っております。それから畑もあります。その雨水排水が3本旗が建っているところの周りをぐるっと回って、■■■■の間に分断するような形できます。実際にここの■■■■の土地を一つにした場合この排水溝が邪魔になります。それで排水溝が滞りなく抜けるようにするために現地の住民の方と話し合いがなされていると思うんですが、今の段階では新しい道路がありますが、■■■■の周りを回るような形で新しく排水溝を設けるという説明をされるんだと思います。その辺を現地確認した段階で■■■■の■■■■さんと話したんですが、後々クレームにならないよう対処をお願いしますと伝えました。以上で報告を終わります。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。5-13の案件につきまして、■■■■推進委員をお願いします。</p>
	■■■■番	<p>■■■■地区担当の■■■■です。受付番号5-13について報告します。場所は■■■■から■■■■へ■■■■位のところにあります。8月22日に■■■■さんと調査しました。地権者の方は■■■■のほうにおられ管理ができないので売買されるそうです。太陽光をされるそうで、書類はすべて提出されております。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。5-14の案件につきまして、■■■■農業委員をお願いします。</p>
	■■■■番	<p>場所は■■■■から■■■■へ■■■■行ったところでは。8月21日に譲渡人の■■■■さんと■■■■推進委員さんと私で現地調査しました。場所的には太陽光をするのに周辺に迷惑が掛かるようなことはないと思います。現況写真ではもう重機が入った写真が出ているんですが、これは奥側が同じような工事に入るということで現場に入っております。これはここの現場をするということではありません。審議のほうをお願いします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。5-15の案件につきまして、■■■■農業委員をお願いします。</p>
	■■■■番	<p>■■■■地区担当の農業委員の■■■■です。受付番号5-15につきまして事前審査の報告をします。場所は■■■■から東の方向に■■■■、■■■■から■■■■のところにあります。8月22日曜日に■■■■委員さんと申請者の■■■■さん同行のもと現地調査しました。現況写真をご覧ください。写真を撮っている下のほうにご自宅があります。その両側にあります道は自宅につながる道です。ここの畑はすでに荒れておまして一部野菜を作っているところがあります。譲り渡し人の■■■■さんとはご高齢で家庭菜園を行って夫婦2人で暮らしておられます。今後はこの畑を耕作されることは考えておられず、このまま荒らすのは周辺に迷惑が掛かるということで譲受人の■■■■さんが借り受けて太陽光パネルを建てるものであります。施行業者は■■■■</p>

		<p>■です。この土地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団農地でその他2種農地です。周辺には遊休地が多くあり耕作を見込めない農地です。農業振興地域区域外ですので除外手続きは不要で周辺の農地や民家に影響はないものと思われます。この度同じ様な太陽光発電施設を設置された近所のかたのおすすりもあり、子ども達や親戚のかたに相談の上で申請されるものです。経済産業省の再生可能エネルギー発電認定済みで、設計書、土地利用計画図等その他の条件を満たしておりますので特段支障がないものと思われます。審議のほどよろしくお祈いします。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。5-16、5-17の案件につきまして、■推進委員お祈いします。</p>
	■番	<p>■担当の■です。受付番号5-16と5-17について報告します。場所は■から県道を■方面に■のところにあります。8月24日に■委員と■さん同行のもと調査しました。譲り渡し人はこの土地で何十年も農業を行っておられず今後も耕作される予定はないとおっしゃいました。このまま荒らしては周辺に迷惑が掛かるということで太陽光パネルを設置するということでございました。ご審議のほどよろしくお祈いします。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。5-10の案件につきまして、■推進委員お祈いします。</p>
	■番	<p>■担当の■です。受付番号5-10について報告します。場所は■から■に■ほどのところにあります。8月25日に■委員さんと■さんの娘さん、それと■の担当者のかた同行のもと調査しました。太陽光の発電装置ですけれども、今は耕作をされておらず草地になっている土地です。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力のない土地であります。第2種農地です。周辺の農地や民家にも影響はないものと思われます。農地は畑で傾斜があり排水の面が計画書に載っていなかったのて、農業委員会に提出するようになっております。ご審議のほどお祈いします。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。5-9、5-18、5-19の案件につきまして、■推進委員お祈いします。</p>
	■番	<p>先程の4条で申請があった■さんのところと同じ場所でございます。8月22日に■委員と申請者の■さんの3名で現地確認を行いました。受付番号5-9について報告します。この譲受人は譲り渡し人の■さんの息子さんで令和3年3月まで■で借家住まいをされておりましたが3人目のお子様が生まれたのを機に実家のほうに戻られたそうです。借家住まいが手狭になったため申請地に住宅を建築されるそうです。現在農業用倉庫が建っておりますが先ほど4条の時におっしゃっていましたが建物は■のほうへ移転してこの土地に一般住宅を建てられるということです。</p>

		<p>続いて5-18と5-19についてですが、これは■■■■の資材置き場となっております。これも■■■さんが相続されたのが平成23年ごろでそれ以前の先代の時代から■■■■の資材置き場として使用されていたもので、このたび手続きがなされていないことが分かったので申請したいということです。顛末書に今後このようなことをしない旨の誓約書を添付されています。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
	議長	<p>報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。</p>
	■■番	<p>■■■です。■■■■の用地の件で確認をしたいんですけども、この場所を選定された理由とかそういったものを町のほうから聞かされていればそれを聞かせてもらえればと思います。というのも、この田んぼは水の条件もよく2筆といっても2反半ぐらいあるかなり大きい田んぼで、生産性が低いとは言い難いと思うんです。生産性が高い農地を■■■にするという意図があるんならそこを確認したいと思います。</p>
	事務局長	<p>事務局から説明しますが、■■■■の用地につきましては3つの候補をだされて委員会で選定されたと聞いております。ですが選定委員会の決定を受けて町がその用地の買収に動いたということでございましたので、その資料等は頂いておりません。ですが3つの用地を検討してここになったと聞いております。3つの候補は今の■■■があるところ、それと前皆さんに審議して頂いている■■■■の裏の資材置き場になっているところで■■■■の土地も合わせて1つの候補地になっており、それと今回の候補地となっております。価格等を比べてここが適材適所だったということだそうです。</p>
	■■番	<p>■■■です。先ほどの■■■■の件について質問ですが、今使っている■■■の跡地の活用というのはどのようにされていますか。</p>
	事務局長	<p>事務局から報告します。跡地活用についてはこれから検討委員会で検討されることなので分かりませんが、転用の時に跡地のことまではうちのほうでは聞かれませんが、もし聞いていたらまた情報としてお伝えしてもいいのですが、どうされるんですかということは聞いていません。■■■が移転した場合には跡地検討委員会で検討されるんじゃないかと思います。この後第3号の議案で事務ガイドライン改正について説明するんですが今後転用の場合は他の候補地と比べてそこでなければいけない理由を書きなさいということになっております。ですから今回みたいなことがあったら、ここでなければいけない調書も添付するようになっていきますので、今後はその調書をみればその理由が分かるんじゃないかと思います。</p> <p>それと先ほど■■■委員さんが説明されたんですが、経産省のIDと言われましたがそれは間違いです。5-14、15、16、17については非FITなんです。経産省の認定は取っておりません。ID番号を取って認証を取った場合20年は買い受け義務が発生するんですが、今回の4件は非FITでございますので事業者の■■■さんと契約されていますが、20年の保証とかそういうのはないんです。その時の契約で何円で買うとか</p>

		そういったものになっていますので、この■■■■■ ■■■■■さんは今非FITを大分進められておられます。ID番号を取得せずに計画を実施されていて経産省の認定は取られていません。
	■番	■■■■■です。5-9と4-11、14の倉庫と住宅の件ですがこれは事後承認というかたちなんですか？
	事務局長	5-9につきましてはこれから新築されます。先ほど推進委員さんが説明されましたがここに今倉庫があります。この倉庫を解体して4-14で説明させて頂きましたが、今ある倉庫の残っている部分に農地がありますがそこに解体した倉庫を持って行くということです。4-11と14は説明の時に追認と言いましたが今もう建っています。庭も出来ておりますし倉庫も一部出来ています。残りの農地に草が生えていますがどうしますかと言いましたところ、全部を転用申請して残っているところに5-9で今ある倉庫を持って来るということだそうです。
	■番	今ある倉庫は全部崩して建てられるんですか？
	事務局長	今ある倉庫はそのままです。
	■番	全部入らないでしょう？
	事務局長	そのまま持って行かれるのか分かりませんが、今ある倉庫はそのまま5-9で壊した資材だけなのかもしれませんが、それを残ったところに持って行ってすべてを転用するという事です。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第3号議案	議長	続きまして議案第3号「農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。 前年度のガイドラインの内容が変更になるかと思いますが、法律の改正があったり問題が発生した場合は農水のほうから通達が出て変更がされる場合も多々ありますので、毎年こうしたガイドラインについて県のほうで広島県としてガイドラインを決めております。そのものを中心に各市町のほうでガイドラインの訂正をして審査を実施することになっておりますので、県のガイドラインをそのまま町のガイドラインとして提示させて頂いているということです。これだけこまめに決めてありまして毎月農業会議のほうで出てくる内容を審査していると色々問題が指摘されてまいります。その段階で県の担当課の職員もきていますので県のほうで再度調整をしてガイドラインを修正するという形をとっているのが現状でございます。
	■番	基本的なことを教えて欲しいんですが、農地法関係事務処理というのは

		たぶん農水省が都道府県に委任している業務についてさらに農業委員会に委任するというので、農業委員会がやる仕事についてのガイドラインということではないんです。
	議長	ご承知頂いておりますように、農地法関係に関する許認可業務につきましては一定の面積基準等ございますが、基本的には県知事が国のほうから許認可権を付与されております。広島県につきましては県が全市町村に対して許認可権を委任している状況です。それを農業委員会のほうが受けて対応しているわけでございますが、農地法にからむ許認可等に関する許認可基準をガイドラインによって統一化しているということで、これがないと市町村ごとでやり方がバラバラになっておたという経過がございますので、このガイドラインが正式にでたのが十数年前でございます。これを基準に各市町が許認可をする審査基準を定めておるといふふうにご理解をいただきたいと思っております。ここにありますように第1種農地の不許可の例外規定については細部に渡ったものがございます。それを参考にしながら事務局のほうで決定をしているということですので。これは改正があったところを中心にしておりますので、実質的にガイドラインというのは莫大なページ数になっております。それを参考にしながら事務局のほうで審査をいたしておりますのでご理解をいただきたいと思っております。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第1号報告	議長	続きまして報告第1号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	番	です。とさんなんですが通信速度につきまして何か聞かれているか確認したいんですが、速くなる可能性があるんでしょうか？
	事務局長	事務局は何も聞いておりません。先ほど7-4で所有者はさんと言いましたが登記簿はさんとなっております。のほうの所有者がさんとなっております。
	議長	他にございませんか。ないようでございます。報告事項でありますので申請通りとします。
	議長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時58分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和3年9月30日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>

